

岩手沿岸南部広域環境組合負担金の算定に関する条例

	平成18年	5月29日	条例第26号
改正	平成24年	2月9日	条例第1号
	平成24年	11月22日	条例第4号
	令和8年	2月19日	条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、岩手沿岸南部広域環境組規約（平成18年岩手沿岸南部広域環境組合告示第1号。以下「規約」という。）の規定に基づく関係市町の負担金の算定について必要な事項を定めることを目的とする。

(負担金の対象経費)

第2条 規約第15条第1項第1号に規定する関係市町の負担金の対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設建設調査費 施設建設に伴い必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する経費とする。ただし、国県支出金の対象となる経費は除く。
- (2) 施設建設費及び地方債の元利償還金 前号に規定する施設建設調査費以外の施設建設に要する費用で国県支出金及び地方債その他の収入金額を除く経費並びに地方債の元利償還金とする。
- (3) 中継運搬費 大船渡地区環境衛生組合、陸前高田市及び大槌町が収集した一般廃棄物の運搬で、中継施設又は中継施設相当地点から岩手沿岸南部クリーンセンターまでの運搬に要した次に掲げる経費とする。
 - ア 大船渡地区環境衛生組合及び陸前高田市に係る経費は、中継施設からの中継運搬に係る委託料とする。
 - イ 大槌町に係る経費は、中継施設相当地点からの運搬距離に応じた人件費相当額及び燃料費相当額とする。
- (4) 建設改良及び地方債の元利償還金に係る利用割 第1号に規定する施設建設調査費以外の施設の建設改良に要する費用で国県支出金及び地方債その他の収入金額を除く経費並びに地方債の元利償還金とする。
- (5) 管理運営費 前各号の経費を除く全ての組合経費とする。

(負担金の額)

第3条 負担金の額は、前条に掲げる対象経費に規約別表負担割合の欄に掲げる経費別の負担金の総額ごとに、次に定める分賦の基礎となるべき基準により算定して得た額の合計額とする。

(1) 人口割

当該年度の前年の3月31日現在における関係市町の住民基本台帳人口による割合をもって算定した数（小数点以下第7位を四捨五入。）を人口割相当額に乗じて算定するものとする。

(2) 施設建設及び地方債の元利償還金に係る利用割

沿岸南部地域循環型社会形成推進地域計画の平成23年度の一般廃棄物の目標溶融対象量の総計で、関係市町の目標溶融対象量を除して得た数（小数点以下第7位を四捨五入。）を利用割相当額に乗じて算定するものとする。ただし、平成23年度の目標溶融対象量と処理実績量に差が生じた場合には、平成20年度から平成22年度までの3箇年の処理実績量に平成23年度の目標溶融対象量を加えた4箇年の数量の平均値で算定するものとする。なお、当該事業に係る地方債の元利償還金の償還が完了するまでその負担割合は変更しない。

(3) 建設改良及び地方債の元利償還金に係る利用割 平成23年10月から令和7年9月までに処理された一般廃棄物の総量に岩手沿岸南部地域循環型社会形成推進地域計画の令和7年度の令和7年10月から令和8年3月までの目標溶融対象量を加算した総計で、関係市町の平成23年10月から令和7年9月までに処理された一般廃棄物の総量に令和7年10月から令和8年3月までの目標溶融対象量を加算した総計を除いて得た数（小数点以下第7位を四捨五入。）を利用割相当額に乗じて算定するものとする。ただし、令和7年10月から令和8年3月までの目標溶融対象量と当該期間の処理実績量に差が生じた場合には、平成23年度から令和7年度までの処理実績量の平均値で算定するものとする。なお、当該事業に係る地方債の元利償還金の償還が完了するまでその負担割合は変更しない。

(4) 管理運営費に係る利用割

当該年度の前々年の10月1日から前年の9月30日までに処理された一般廃棄物の総量で、関係市町の処理されたそれぞれの一般廃棄物の量を除して得た数を利用割相当額に乗じて算定するものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、平成26年度以降の年度分の関係市町の負担金の負担割合について適用し、平成25年度分までの関係市町の負担割合については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、令和8年度以降の年度分の関係市町の負担金の負担割合について適用し、令和7年度分までの関係市町の負担割合については、なお従前の例による。